

平成28年度 自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の  
実施状況について

1 目的

自殺対策基本法第17条第3項においては、心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等として、学校は、①各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、②困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発、③児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとされており、これらの教育をより一層推進する必要があります。

そこで、この把握は、学校現場における、①～③の実施状況とともに、児童生徒を対象とした自殺予防教育の取組状況を確認し、今後の児童生徒の自殺予防に係る取組の検討資料とすることを目的とします。

2 対象

公立の小学校、中学校、高等学校（通信制課程を除く）

※義務教育学校前期課程は小学校として、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程は中学校としてください。

※高等学校においては、全日制校、定時制校、中等教育学校後期課程は1校、全定併置校は全日制、定時制それぞれ1校としてください。

※分校も1校としてください。休校は含めません。

3 把握方法等について

(1) 各都道府県教育委員会において、県立学校については把握している状況を、域内の市区町村立学校については市区町村教育委員会（政令指定都市も含む）から実施状況を把握し、小学校・中学校・高等学校ごと取りまとめた学校数を様式2に記入してください。様式1は必要に応じて御利用ください。

(2) 一つ以上の学年で実施していれば、学校として「実施している」ものとしてください。（学年を構成する全ての学級で実施している場合を学年での実施とします。）

#### 4 提出について

(1) 都道府県教育委員会において取りまとめた様式2のエクセルファイルを提出してください。その際ファイル名の頭に「【都道府県番号】〇〇県」を追記してください。

(2) 以下の提出先にメールに添付して提出してください。

(提出先) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係

(メールアドレス) s-sidou@mext.go.jp

#### 5 提出期限

平成29年4月21日(金)

#### 6 その他

(1) この実態把握の結果については、取りまとめ後にお知らせします。

(2) 都道府県別の公表については、現時点では予定しておりませんが、情報公開請求等があった場合には、公表することもありますので、御了承ください。

(参照条文)

◎自殺対策基本法(平成18年法第85号)(抄)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 (略)

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。